

憲法の

視点

論点

東京都立大学教授

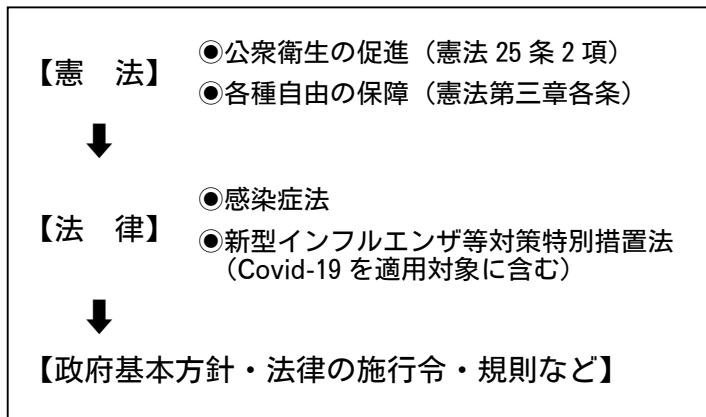
木村草太

第3回 憲法改正と緊急事態

憲法96条は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」と定める。

憲法は、主権者たる国民が定めるものだ。改憲を提案するならば、単なる思い付きではなく、主権者の意思を問うに値するだけの構想を示すものでなければならない。それ

図 新型コロナウイルス対策の対応の枠組み



※感染症対策は憲法の定める立法・行政の手續に基づき進められている

には、多くの専門家の話を聞いた。改憲提案に

関係する事実を丹念に調べたり、様々な意見に触れた上で熟慮したりすることが必要だ。しかし、近年の改憲提案の多くは、そうした真剣な取組を欠いている。「コロナ対策のために緊急事態条項が必要だ」というタイプの改憲提案も、そうした典型例の一つだ。

2020年初頭に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し始めてから「緊急事態条項」の提案を何度も目にした。しかし、何をどうできるよ

うにするのかを具体的に示す提案はほとんどなかった。具体的な中身もなく、雰囲気だけで緊急事態条項が必要と主張するのは、およそ真剣な態度とは言えない。

コロナ失政にみる 独断措置の危険性

憲法の緊急事態条項とは、立法や予算など、通常であれば議会で慎重に審議した上で、議員の多数決で決めるべき事柄を、緊急事態であること

を理由に、大統領や内閣の独断で決定できるようにする規定のことを言うのが一般的だ。

しかし、これまでのコロナ対応の中で、首相の独断が良い結果を導いた例はあっただろうか。首相が半ば独断的に行った対応の中には、2020年2月末の全国一斉休校や、同年4月の布マスク配布がある。いずれも法的根拠や感染対策効果が曖昧で、上手くいった対策とは言い難い。緊急事態条項があれば、こうした独断的措置はより多く行われたはずだ。それが好ましいことだろうか。

改憲よりも重要な 「平時からの備え」

コロナ禍から緊急事態対応の教訓を導き出すとしたら、「平時からの準備が重要」ということだろう。憲法に「緊急事態」という言葉を書き込んでも、保健所の人員や集中治療室の病床が増えるわけではない。平時から様々な事態を想定し

て、人員配備に余裕をもたせ、物資を備蓄し、緊急時に使える資源を確保しておく。その方が、議會を無視して政府が重要事項を決めることを可能にする憲法条項よりもはるかに役立つだろう。

コロナ以外に備えなければならぬことも多い。今年の3月16日夜、東北地方で大きな地震があり、たくさんの被害が出た。かなりの世帯で停電も起きた。より大きな地震が起きれば、より深刻な停電が起きるだろう。停電が起きたとき、全国の病院は非常電源を確保できるだろうか。病院は、あらゆる緊急事態

に対応の要となる。できないとしたら、それを確保する方策を考えておいた方がよい。

憲法改正を真剣に提案するならば、具体的な構想を示すことが不可欠だ。緊急事態への対応を真剣に考えれば考えるほど、必要なのは、独断条項ではなく、人員・病床・電源などの資源の確保だとわかるだろう。現在みられる緊急事態条項の提案は、憲法にも緊急事態にも真剣に向き合ったものとは言い難い。

今回は、ウクライナ情勢を受けて、憲法9条について検討してみたい。(毎月5日号に掲載)

〈きむら そうた〉



1980年、神奈川県生まれ。東京大学法学部卒業、同助手を経て、現在、東京都立大学大学院法学政治学研究科法学政治学専攻・法学部教授。専攻は憲法学。

著書に『憲法の急所 第2版』(羽鳥書店)、『憲法の創造力』(NHK出版新書)、『テレビが伝えない憲法の話』(PHP新書)、『集団的自衛権はなぜ違憲なのか』『自衛隊と憲法』(共に晶文社)、『木村草太の憲法の新手』『木村草太の憲法の新手2』(共に沖縄タイムス社)、『憲法学者の思考法』(青土社)など。共著に、『憲法の条件』(NHK出版新書)、『憲法という希望』(講談社現代新書)、『憲法問答』(徳間書店)、『ほとんど憲法 上・下』(河出書房新社)などがある。